

芦屋市ホームページ広告掲載基準

芦屋市ホームページ広告掲載取扱要領第2条第1項第6号に規定するホームページに掲載する広告として適当でないと認めるものは、次のものをいうものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 興信所等の広告
- (8) 風俗営業の広告
- (9) 法規に触れる危険物の販売広告
- (10) 危険を伴う民間療法の広告
- (11) 人権を害するおそれがある広告
- (12) その他市長が掲載を不相当と認める広告